

(案)

大津市コミュニティセンターの自主運営を行うまちづくり協議会の指定等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大津市コミュニティセンター（以下「センター」という。）の自主運営を行うまちづくり協議会の指定等に関して必要な事項を定めることにより、センターのまちづくり活動の拠点としての機能を最大限に発揮させ、もって地域の多様な主体による協働のまちづくりに寄与することを目的とする。

(指定要件)

第2条 市長は、次の各号の要件の全てを満たす団体を、センターの自主運営を行うまちづくり協議会として指定するものとする。

- (1) おおむね1小学校区を活動範囲とし、活動範囲内の全ての住民を対象としたまちづくりに取り組むこと。
- (2) 自治会や自治連合会を含めた複数の各種団体、地域の事業者や個人等多様な主体が運営及び活動に参加できること。
- (3) 名称、事務所の所在地、代表者及び役員を選出方法、総会の方法、予算の編成並びに決算の調製及び報告、監査その他民主的で透明性の高い運営を行うために必要な事項が、会則に定められていること。
- (4) まちづくり協議会の運営に当たる役員や代表者が、構成員の意思に基づき民主的に選出されること。
- (5) 地域の課題と目標を共有し、地域振興、教育・子育て、健康・福祉、環境、防犯・防災等の分野ごとにその解決に向けた活動方針や事業計画を定めたまちづくり計画書を策定していること。
- (6) 特定の団体や個人の利益に寄与することを目的としていないこと。
- (7) 事務局機能を有し、会計処理や労務管理等を適切に行えること。

2 前項の指定は、1のコミュニティセンターについて1団体に限り行うものとする。

(指定)

第3条 前条の指定を受けようとするまちづくり協議会は、所定の様式による指定申請書に会員名簿、運営委員会名簿、会則、まちづくり計画書、総会資料その他の市長が必要と認める書類を添付し、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、適正と認めた場合は、所定の様式による指定通知書により、指定した旨を通知するものとする。

(指定まちづくり協議会によるセンターの自主運営)

第4条 センターの自主運営に関する事項は、市長と第2条の指定を受けたまちづくり協議会（以下「指定まちづくり協議会」という。）が協議の上定める。

(変更及び解散)

第5条 指定まちづくり協議会は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに市長が定めるところにより、その旨を届け出なければならない。

- (1) 名称又は事務所の所在地
- (2) 代表者又はその住所
- (3) 会則
- (4) まちづくり計画書

2 指定まちづくり協議会は、解散しようとするときは、あらかじめ、市長が定めるところにより、その旨を届け出なければならない。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。